

大阪府立堺聴覚支援学校中学部規則

【令和 5 年度版】

【制服】 全て学校指定のもの（*カーディガンを除く）

夏服 ポロシャツ・（白ベスト）・夏ズボン・夏スカート

冬服 ブレザー・冬ズボン・長袖ポロシャツ・冬スカート・ブラウス・赤リボン
（白ベストまたは紺セーター）

- ◆カーディガンの着用を認める。（色等は自由とする）
- ◆登下校（長期休業期間中も含む）は、原則として制服とする。
- ◆制服の組み合わせは自由とする。（衣替え期間なし）

【服装・頭髪】

- ◆頭髪は自然の色、形のままとする。（※ワックス・パーマ・毛染め・脱色・ライン等は禁止）
- ◆ピアス・アクセサリ・マニキュア・化粧などは禁止する。
- ◆防寒着は学校指定のウインドブレーカーとする。（※校舎内では原則として着用禁止）
- ◆下靴は色指定なしの運動靴（サンダル等は不可・レインシューズは可）、上靴は白を基調としたもの、体育館シューズは学校指定のものとする。

【かばん】

- ◆通学時は学校指定のかばんを使用する。

【持ち物】

- ◆学校生活に必要なものを持ってこない。
（※不要な現金・マンガ・雑誌類・お菓子・ジュース・ゲーム機器・カメラ・ナイフなど）
- ◆スマートフォン・携帯電話は、登校後担任に預けて、下校時に返してもらう。

【学校生活】

- ◆ 8 時 3 0 分までに登校すること。8 時 4 0 分を過ぎると遅刻となる。
- ◆ 欠席・遅刻・早退をする際は、保護者を通して学校に連絡する。
- ◆ 部活動のある時、夏季は 1 7 : 3 0 ・冬季は 1 7 : 0 0、部活動のない時は、担任の決めた時刻に完全下校する。
- ◆ 登下校は、届け出ている経路で通学し、買い食い・寄り道は禁止する。（必要な場合は事前に担任に相談・報告すること）
- ◆ 学校への自転車通学は禁止する。
（※自宅から最寄り駅まで自転車を利用する場合は、担任まで連絡すること。）